

和泉市建設工事指名業者選定要綱（平成18年5月23日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約を締結する場合の指名競争入札参加者の選定（以下「業者の選定」という。）に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に加え、必要な事項を定めるものとする。

（適確性の判定）

第2条 業者の選定について、適確性を判定しようとするときは、次の各号に定める事項に留意して行うものとする。

- （1）実績
- （2）不誠実な行為の有無
- （3）経営及び信用の状況
- （4）当該工事における特殊性
- （5）関連工事の状況
- （6）指名回数

（選定方法）

第3条 業者の選定については、和泉市入札参加資格審査を経た有効な入札参加資格を有する者（以下「登録業者」という。）のうち、前条の規定により適確性を有すると判定された業者の中から、和泉市中小企業振興条例（平成26年和泉市条例第2号）に基づき、原則として市内業者（和泉市内に本店又は本社を置く登録業者をいう。）を優先し選定するものとする。ただし、競争性の確保が困難な場合等、必要に応じて準市内業者（和泉市内に支店又は営業所を置く登録業者をいう。）、市外業者（市内業者及び準市内業者以外の登録業者をいう。）の順に選定するものとする。

2 業者の選定に当たっては、前項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として、和泉市建設工事業者格付要綱（平成18年5月23日制定）第4条第1項第3号に規定する業種別の等級格付及び工事設計金額表の区分に応じた等級（以下「対応等級」という。）を有する業者から選定するものとする。

- （1）発注工事の工種にかかわらず、対応等級の業者での選定が困難な場合は、対応等級の業者及び対応等級の上位全等級の業者の中から選定できるものとする。
- （2）発注工事が既発注工事（施工中のものに限る。）と関連し、既発注工事の施工業者が、対応等級又は対応等級より上位の等級に該当する場合は、当該業者を選定することができるものとする。

(JR等関連工事等についての特例)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、JR等関連工事については、JR等の保安試験に合格した技術者を有する登録業者を、その設計金額に対応した等級及び当該等級の上位全等級の業者の中から選定できるものとする。

2 前条第2項の規定にかかわらず、高速自動車国道及び自動車専用道路等の規制を伴う工事については、公益財団法人高速道路調査会の実施する保全安全管理講習会を修了した技術者を有する登録業者を、その設計金額に対応した等級及び当該等級の上位全等級の業者の中から選定できるものとする。

(共同企業体の取扱い)

第5条 市内業者と市外業者との共同企業体については、市外業者として取り扱うものとする。

(選定業者の数)

第6条 選定する指名業者の数は、別表1のとおりとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて和泉市建設工事請負業者指名委員会の議を経なければならない。

附 則

1 この訓令は、令達の日から施行する。

2 市は、平成19年度末までの間に、この訓令による制度について検討を行い、必要と認める場合は、見直しを行うものとする。

附 則 (平成24年4月10日)

この訓令は、令達の日から施行し、改正後の和泉市建設工事指名業者選定要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する

別表1 選定業者数表

設計金額	選定業者の数
3,000万円以上	10社以上
3,000万円未満	9社以上
2,000万円未満	8社以上
500万円未満	6社以上
200万円未満	5社以上
130万円未満	3社以上

(注) 特別の理由があるもの若しくは緊急を要するものについては、この限りではない。